

米軍、自衛隊などによる基地の「共同使用」、および米軍基地返還状況とその転活用状況に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十八年四月二十一日

神 沢 浄

参議院議長 河野 謙 三殿

米軍、自衛隊などによる基地の「共同使用」、および米軍基地返還状況とその転活用状況に関

する質問主意書

一、米軍、自衛隊などによる基地の共同使用について

(1) 地位協定第二条4項(a)に基づき、現在、日本政府または国民が使用している「施設及び区域」名と所在地、その全体面積及び「共同使用」部分の面積と使用内容、「臨時」使用者名、使用開始年月日、管理する米軍部隊名について明らかにされたい。

(2) 地位協定第三条1項に基づき、自衛隊が使用している「施設及び区域」名と所在地、その全体面積及び「共同使用」部分の面積と使用内容、自衛隊の部隊名、使用開始年月日、管理する米軍部隊名について明らかにされたい。

(3) 地位協定第二条4項(b)に基づき、現在、米軍の使用が許されている「施設及び区域」名と所在地、その全体面積及び「共同使用」部分の面積と使用内容、米軍部隊名、使用開始年月日、管理する自衛隊部隊名について明らかにされたい。

(4) 地位協定に基づかず、自衛隊もしくは都道府県市町村との特別契約により、米軍が一時もしくは随時使用が許されている「施設及び区域」名と所在地、その面積と使用内容、米軍部隊名、使用開始年月日、契約者名について明らかにされたい。

(5) 前項(4)における特別契約の内容について、それぞれ明らかにされたい。

(6) 前記(1)から(4)までのいずれかに該当するも、いまだ決定をみず、検討中のものがあれば、それぞれ各項と同じ要領で明らかにされたい。

二、米軍基地返還状況とその転活用状況について

(1) 米軍基地の返還状況については、米軍の用途別に件数、土地、建物の面積(国有、公有、民有別に)を、昭和四十三年度から、各年度ごとに明らかにされたい。

(2) 返還基地の転活用状況については、転活用目的別に、件数、土地、建物の面積(国有、公有、民有別に)を、昭和四十三年度から、各年度ごとに明らかにされたい。

(3) 未処理、未決のものがあれば、前記(1)(2)項と同じ要領で明らかにされたい。
右質問する。